

一般社団法人熊本市薬剤師会同好会規程

1. 目的

一般社団法人熊本市薬剤師会（以後本会という）において、共通の趣味や目標などを共有し、新しい共感しあうコミュニティを築くことで、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2. 構成及び認可要件

- 1) 同好会会員は3名以上とし、半数以上は本会の会員薬剤師で構成すること。
- 2) 年2回以上の活動を行うこと。
- 3) 本会の品位を汚す行為をしないこと。
- 4) 会報「市薬だより」に活動報告を投稿すること。
- 5) 登録申請書兼誓約書（別紙様式）を提出し、総務・財務委員会の承認を得ること。
- 6) 上記項目に違反した場合、本会からの活動禁止・解散等の措置に従うこと。

3. 活動

- 1) 認可後は「一般社団法人熊本市薬剤師会〇〇同好会」と称することができる。
- 2) 認可後は活動周知に必要な場合は、本会の広報ツールを使用することができる。
- 3) 本会からの金銭的な助成は行わない。
- 4) 金銭上の利益を得るための活動であってはならない。
- 5) 代表者に変更がある場合は、速やかに届け出ること。
- 6) 長期にわたる活動の休止または解散の場合は、速やかに届け出ること。

4. 遵守事項

- 1) お互いの人間性を尊重し、ポジティブな精神で活動を行う。
- 2) 会員同士コミュニティの構築を図り、人間性の向上を目指す。
- 3) 共通の目標に向かって鍛錬し、技能を高める。
- 4) 助け合いの精神でお互いを尊重する。
- 5) 共通の趣味を楽しみ、健康を維持促進する。
- 6) 意欲と思いやりを持ち、健全な精神を作る。

5. 規程の改廃

本規程は、総務・財務委員会で協議の上、改廃することができる。

6. その他

本規程に定めなき場合は総務・財務委員会で協議し、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は令和5年12月1日より施行する。